（家事事件手続法の一部改正）

第五条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百三十四条中「同じ。）及び」を「同じ。）」に、「次条において同じ。）は」を「同条において同じ。）及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（同表の百二十八の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）は」に改める。

第二百三十五条中「（当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）及び都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件」を「、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件」に改める。

第二百三十六条第一項及び第二百三十七条中「承認又は」を「承認、」に、「承認の」を「承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の」に改める。

第二百三十八条に次の二号を加える。

五　児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判　児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人

六　児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てを却下する審判　申立人

第二百三十九条を次のように改める。

第二百三十九条　削除

別表第一の百二十七の項中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、同表の百二十八の項の次に次のように加える。

百二十八の二	児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認	児童福祉法第三十三条第五項

法務大臣　金田　勝年
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十三号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第四項、第十六条第一項、第十七条第一項、第五十条第一項、第七十条、第七十二条第二項、第七十六条第一項、第九十一条第二項、第百六条第一項、第百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（計量法施行令の一部改正）

第一条　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　自動はかり

第五条第一号(1)及び(2)を削り、同号に次のように加える。

イ　平方メートルで表した載せ台の面積の値をトンで表したひょう量の値で除した値が〇・一以下のもの

ロ　ひょう量が〇・五トン以上であって、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの（イに掲げるものを除く。）

第五条中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの

イ　ホッパースケール
ロ　充塡用自動はかり
ハ　コンベヤスケール
ニ　自動捕捉式はかり

第八条第十号及び第十一号を次のように改める。

十　みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

十一　酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（同法第三条第二十二号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

第八条中第十二号から第十七号までを削り、第十八号を第十二号とする。

第十二条中「別表第三第一号イ」を「別表第三第二号イ」に、「第二号から第五号まで」を「第三号から第六号まで」に改める。

第二十六条中第十八号を第二十二号とし、第九号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第五条第四号」を「第五条第五号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号を同条第十一号とし、同条第六号中「第五条第三号」を「第五条第四号」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第五号を第九号とし、第二号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二　ホッパースケール
三　充塡用自動はかり
四　コンベヤスケール
五　自動捕捉式はかり

附則第五条第一項中「定めるもの（」の下に「法第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示された年月が平成三十一年三月以前である検定証印等が付されたものに限り、」を加え、「、当分の間」を削る。

別表第三中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第一号ハ中「第三十一条第三号」を「第四十条第三号」に改め、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　質量計 イ　自動はかり（ロに掲げるものを除く。） ロ　法第百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	二年 六年

別表第四第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　自動はかり	産業技術総合研究所又は指定検定機関	産業技術総合研究所又は指定検定機関

別表第四第五号イ中「第五条第三号から第五号まで」を「第五条第四号から第六号まで」に改める。